

## 『一般名処方加算』に関するご案内

当クリニックでは、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」の推進につとめています。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合にあっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。

※「一般名処方」とは

お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に患者様の希望を踏まえ長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。選定療養は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率50%以上などのものなど要件に合った品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

令和7年4月  
そうしん堂クリニック泉佐野